

## 酒田市電子入札運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、酒田市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託（以下「建設工事の請負等」という。）に係る電子入札の手續きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (2) 電子入札システム 酒田市契約規則（平成17年市規則第58号。以下「規則」という。）第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

### (対象)

第3条 建設工事の請負等に係る入札については、原則電子入札システムにより執行するものとする。

2 建設工事の請負等に係る見積の徴収並びにその他業務委託に係る入札及び見積の徴収については、電子入札システムにより執行することができるものとする。

### (利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（法人にあっては、代表者又は代表者から契約に関し必要な権限について委任を受けた者。以下「受任者」という。）は、あらかじめ電子入札に使用可能なICカードにより、電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

2 電子入札に参加しようとする者又は電子入札参加者（以下「電子入札参加者等」という。）は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合には、直ちに電子入札システムによる利用者登録を変更しなければならない。

### (共同企業体における特例)

第5条 電子入札参加者等が共同企業体（酒田市特定建設工事共同企業体運用基準（平成8年4月1日施行）に定める共同企業体をいう。以下同じ。）の場合においては、当該共同企業体の代表構成員の代表者又は受任者が取得したICカードを使用して、前条の規定による手續きを行うものとする。

2 前項の場合において、共同企業体の代表構成員以外の構成員は、電子入札に関し必要な権限

を当該共同企業体の代表構成員の代表者又は受任者に委任する旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。

(紙入札を認める場合の基準等)

第 6 条 電子入札参加者等は、電子入札に係る公告（規則第 19 条の規定による公告をいう。以下同じ。）の日又は指名通知の日から公告において指定する日又は市長の指定する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札（見積り合わせ）参加承諾願（別記様式第 1 号）を市長に提出し、電子入札によらない入札（以下「紙入札」という。）の参加を申し出ることができる。

- (1) 電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札案件（規則第 17 条第 3 号に規定する電子入札案件をいう。）に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した入札手続を行うことが困難である場合
  - (2) ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合
  - (3) ICカードの（再）発行申請中である場合
  - (4) その他、市長が認めた場合
- 2 市長は、前項の承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り、紙入札の承諾をすることとし、その旨の通知を当該承諾願を提出した者に対し行わなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により紙入札の承諾をしたときは、これに係る者を紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。この場合において、紙入札参加者は、規則第 25 条第 1 項に規定する入札の要領に基づき入札を行わなければならない。
- 4 市長は、紙入札参加者に対し、当該電子入札案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。

(電子入札システム障害時における対応等)

第 7 条 市長は、契約担当部署の使用に係る電子計算機（以下「本市の電子計算機」という。）又は電子入札システムの障害等により、電子入札を行えないときには、当該電子入札の延期、紙入札への移行等適切な措置を講じなければならない。紙入札に変更した場合、入札書が既に全部又は一部提出されたものは、電子入札システムによる入札書か紙による入札書かを問わず、すべての入札書を無効とし、全入札参加者より紙入札書を別途提出させるものとする。この場合において、市長は、当該措置を講じた旨を速やかに本市のホームページへの掲載を行うとともに、電子入札参加者等に対し必要な事項を通知するものとする。

(公告等)

第 8 条 一般競争入札に係る電子入札の場合における規則第 19 条の規定による公告は、同条の規定に基づき、入札手続を電子入札システムにより行う旨を加えて行うものとする。

2 指名競争入札に係る電子入札の場合における規則第 28 条第 2 項の規定による指名競争入札

参加者への通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムにより通知できない場合は、書面により通知するものとする。

#### (一般競争入札参加資格確認申請)

第9条 一般競争入札に係る電子入札の場合における規則第20条第2項の規定による一般競争入札参加資格確認申請は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、一般競争入札競争参加資格確認申請書（別記様式第2号）を契約担当部署に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったことを確認したときは、電子入札システムにより受付票を発行するものとする。ただし、紙入札参加者については、他の方法により受付票を発行するものとする。

#### (競争参加資格確認通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により申請をした申請者に対し入札参加資格に関する通知を電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、書面により通知するものとする。

#### (入札の手続き)

第11条 電子入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号を入力するとともに積算内訳書を添付し、本市の電子計算機に送信することにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、入札書（別記様式第3号）及び積算内訳書を契約担当部署に持参しなければならない。

2 電子入札の受付期限は、開札日の前日（当該日が、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、その直前の休日でない日）の正午までを基準として公告又は指名通知書において定める。紙入札の場合も同様とする。

3 契約担当者等は、第1項の送信の到達を確認したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。ただし、紙入札参加者については、他の方法により受付票を発行するものとする。

4 電子入札参加者等は、第1項に規定する事項について、いかなる場合においても書換、差換、取消又は撤回をすることができない。

5 電子入札参加者等が、第2項の受付期限までに、第1項の規定による手続きを行わなかった場合には、当該入札につき不参加とみなす。

#### (入札の辞退)

第12条 電子入札参加者等は、入札を辞退する場合は、開札までに原則として電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加者については、入札辞退届（別記様式4号）を契約担当部署に提出しなければならない。

(開札の手続き)

第 13 条 契約担当者は、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 前項の規定による開札は、電子入札参加者のうち、開札の立会を希望する者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 3 契約担当者等は、本市の電子計算機に表示される入札結果を確認し、落札者を決定するものとする。
- 4 落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- 5 前項の場合において、落札となるべき価格の入札をした者のうちくじ入力番号を選択しないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじ入力番号を選択させるものとする。
- 6 契約担当者は、落札者を決定した際には、速やかに当該案件に係る電子入札参加者に対し電子入札システムを使用して通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、書面により通知するものとする。
- 7 開札の結果、落札者が決定しない場合には、電子入札システムにより、必要な事項を通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、書面により通知するものとする。

(無効の入札)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- (2) 電子入札と紙入札を併せて行った者のした入札
- (3) 紙入札の承諾を得ていない者のした紙入札
- (4) 所定の日時までに本市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされない入札
- (5) その他、入札の条件等に違反した入札

(電子ファイル送信文書の作成基準)

第 15 条 電子入札システムにより電子ファイル文書を提出する際に使用するアプリケーションソフト、保存する電子ファイルの形式及び圧縮形式は、別に定める。

(実施細目)

第 16 条 この基準の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(電子入札システムによる見積り合わせの取扱い)

第 17 条 電子入札システムによる見積り合せの手続きについては、前条までの規定を準用する。ただし、第 11 条第 1 項中「入札書 (別記様式 3 号)」とあるのは「見積書 (別記様式 5 号)」と読み替える。

附則

この基準は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。